

静岡県人事委員会は、管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1264

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-661）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第18条の2第3項第1号、教職員給与条例第19条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる職員</u> <u>前条第1号に規定する職員</u>の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（人事委員会が別に定める場合にあつては当該区分、給与条例第8条、教職員給与条例第9条又は警察職員給与条例第9条の規定に基づき特に人事委員会の承認を得た場合にあつては当該区分。以下<u>次条</u>において「<u>管理職手当の区分</u>」という。）に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ク （略）</p> | <p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第18条の2第3項第1号、教職員給与条例第19条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号に掲げる職員のうち次号に掲げる職員以外の職員</u> <u>当該職員</u>の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分（人事委員会が別に定める場合にあつては当該区分、給与条例第8条、教職員給与条例第9条又は警察職員給与条例第9条の規定に基づき特に人事委員会の承認を得た場合にあつては当該区分。以下「<u>管理職手当の区分</u>」という。）に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>(2) <u>前条第1号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）</u> <u>当該職員</u>の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 11,000円 イ 2種 9,500円 ウ 3種 8,500円 エ 4種 7,000円</p> |

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

第4条 給与条例第18条の2第3項第2号、教職員給与条例第19条の2第3項第2号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 1種 6,000円

(2) 2種 5,500円

(3) 3種 5,000円

オ 5種 6,000円

カ 6種 5,000円

キ 7種 3,500円

ク 8種 2,500円

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

第4条 給与条例第18条の2第3項第2号、教職員給与条例第19条の2第3項第2号及び警察職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,500円

ウ 3種 5,000円

エ 4種 4,000円

オ 5種 3,500円

カ 6種 3,000円

キ 7種 2,000円

ク 8種 1,500円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,800円

ウ 3種 4,300円

エ 4種 3,500円

オ 5種 3,000円

カ 6種 2,500円

キ 7種 1,800円

ク 8種 1,300円

| | |
|---------------|-------|
| (4) 4種 4,000円 | |
| (5) 5種 3,500円 | |
| (6) 6種 3,000円 | |
| (7) 7種 2,000円 | |
| (8) 8種 1,500円 | |
| 2 (略) | 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条第1項第2号又は第4条第1項第2号の規定を適用する。